

婚姻届

婚姻届の書き方

と注意事項

《見本》

令和 年 月 日届出

山形県酒田市 長 殿

証人が2人必要です。証人は、成年者であり、二人の婚姻の意思を確認できる方であれば、どなたでもかまいません。婚姻する本人は証人になれません。印鑑は認印で差し支えありません。

・届出時点の住所を記入してください。
・婚姻届と同時に住所変更（転居届または転入届）をする場合は、新しい住所・世帯主を記入してください。

住所方書	
夫	本町アパート 201号
妻	本町アパート 201号

・実父母の氏名を記入してください。
・父母が離婚している場合は、現在の氏名を記入してください。

本届書中字加入 字削除 字訂正	
夫	甲野
妻	乙川

どちらかの「氏」を選択してください。選択した「氏」の人が新しい戸籍の筆頭者になります。

同居前の世帯（親と同居していればその家族、一人暮らしであれば御自身）の主な仕事にチェックしてください。仕事をしている人が数人いる場合は、一番収入が多い人の仕事をチェックしてください。

養父母がいる方は記載例のとおり記入してください。

(1) 氏名	夫になる人	妻になる人
	このたろう 氏 甲野 太郎	おつかわ はなこ 氏 乙川 花子
生年月日	昭和63年7月4日	平成3年2月9日
(2) 住所	山形県酒田市本町2丁目 2番地45号	山形県酒田市本町2丁目 2番地45号
	このだいすけ 世帯主の氏名 甲野 大助	このだいすけ 世帯主の氏名 甲野 大助
(3) 本籍	山形県酒田市本町二丁目 2番	山形県最上郡金山町大字 金山324番1
	筆頭者の氏名 甲野 大助	筆頭者の氏名 乙川 一郎
父母の氏名 父母との続き柄	父 甲野 大助 続き柄	父 乙川 一郎 続き柄
	母 和子 長男	母 春子 二女
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏	新本籍(左の☐の氏がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 山形県酒田市本町二丁目 2番地 1
(5) 同居を始めたとき	令和元年5月	〔結婚式をあげたとき、または同居を始めたときのうち早いほうを書いてください〕
(6) 初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/>	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯
	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/>	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
(8) 夫妻の職業	夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/>	3. 企業・個人商店等(官公庁を除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)
	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/>	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)
(国勢調査の年...平成 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)		5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯
夫の職業		妻の職業
その他	(記載例)	
	夫(妻)の	養父 ○田 △夫 養子(女) 養母 □子
届出人	夫 甲野 太郎	妻 乙川 花子
署名押印	甲野印	乙川印

証人	
署名押印	丙山 三郎 丙山印 丙山 幸枝 丙山印
生年月日	昭和33年11月27日 昭和41年4月1日
住所	山形県鶴岡市馬場町 9番地25号 山形県鶴岡市馬場町 9番地25号
本籍	山形県鶴岡市馬場町 9番地 山形県鶴岡市馬場町 9番地

◆◆◆ 世帯主と筆頭者の違い ◆◆◆

■世帯主とは、住民票上「世帯を代表する方」です
居住と生計を共にする「世帯」を構成する者のうち、その世帯を代表する方です。

■筆頭者とは、「戸籍の一番最初に記載されている方」です
筆頭者は、死亡されたり、転出しても変更されません。一般的に未婚の方の場合は父または母、婚姻されている方は本人または配偶者のどちらかです。通常婚姻後に名のられた姓の方が戸籍簿の一番最初に記載されている筆頭者です。

◆◆◆ 新本籍は、土地の地番及び街区符号の表示があるところなら、どこでも置くことができますが、なかには父母と同じ本籍でも置けない場合もありますので、市区町村役場にご確認ください。

~婚姻後の戸籍について~

●親の戸籍にいた人は、婚姻により、親の戸籍から抜けて、新本籍にお二人の婚姻後の戸籍ができます。

女性が再婚する場合は、100日の待婚期間が経過している必要があります。(同一人との再婚の場合は除く)

婚姻する方が、未成年者の場合

父母の同意が必要です。婚姻同意書を添付するか、「その他」欄に署名押印してください。父母の一方が反対とか、行方不明の場合は、他方の同意だけで足ります。その場合は、理由も記入してください。

なお、証人欄に未成年者の父母が署名することで、同意を兼ねることもできます。

連絡先 電話 0234 (26) 5724
自宅・勤務先[]・携帯